

# 公益財団法人細胞科学研究財団 情報公開規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は公益財団法人細胞科学研究財団（以下「この法人」という。）が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律及び定款に定めるところによる情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第 2 条 この法人の情報公開に関する事務はこの法人の事務局が統括管理する。

(情報公開の対象とする資料及び備え置き)

第 3 条 この法人の情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係る資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

(1)定款

(2)事業計画書

(3)収支予算書

(4)資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(5)事業報告書及びその附属明細書

(6)貸借対照表

(7)正味財産増減計算書

(8)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(9)財産目録

(10)監査報告書

(11)理事及び監事並びに評議員の名簿

(12)理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類

(13)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 前項の資料のうち(5)～(13)については、当該事業年度終了後 3 ヶ月以内に備え、5 年間備え置くものとし(2)～(4)については、当該事業年度が終了するまでの間、この法人の主たる事務所に据え置くものとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第 4 条 この法人が公開する情報の閲覧を希望する者から前条第 1 項に定める資料の閲

覧の申請があったときには、次により取り扱うものとする。

(1)様式 1 に定める閲覧申請書に必要事項を記入し提出を受ける。

(2)事務局員は閲覧申請書が提出されたときには、様式 2 に定める閲覧受付簿に必要事項を記載する。

- 2 前条第 1 項に掲げる資料以外の資料について閲覧を求められた場合は、情報公開の対象を前条第 1 項に掲げる資料に限定している旨説明する。
- 3 前条第 1 項に掲げる資料の内容等に関して説明を求められた場合には、その指示する者が応答し、様式 3 に定める質疑応答記録簿に記載し整理する。

(改廃)

第 5 条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

# 閱 覧 申 請 書

公益財団法人細胞科学研究財団  
理事長 塩野 元三 殿

申請年月日 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

申請者住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

閲覧の目的

閲覧対象資料（該当するものを○で囲んでください）

- (1) 定款
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (5) 事業報告書（及びその附属明細書）
- (6) 貸借対照表
- (7) 正味財産増減計算書
- (8) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (9) 財産目録
- (10) 監査報告書
- (11) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (12) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類



